

【新潟県・長野県以外の郵便局で納入される場合】

新潟県および長野県内以外に所在のゆうちょ銀行（郵便局）を利用して納入する場合、ご利用いただくゆうちょ銀行（郵便局）を村上市の特別徴収納入金取扱い金融機関として指定する必要があります。

初回納入時に右の「指定通知書」を納付書に添えて、ご利用になるゆうちょ銀行（郵便局）に提出してください。

なお、翌月以降の納入時には「指定通知書」の提出は不要です。

下記にも提出先のゆうちょ銀行(郵便局)をご記入のうえ、控えとして保管願います。

(控え)

納入指定ゆうちょ銀行(郵便局)
所在地
名 称

年 月 日

ゆうちょ銀行 \_\_\_\_\_ 長  
様  
\_\_\_\_\_ 郵便局長

新潟県村上市長  
(公印省略)

指 定 通 知 書

貴局（店）を、地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税及び県民税（特別徴収税額）の取扱局（店）に指定したので通知します。

1. 口座番号 00640-1-960035
2. 加入者の名称 村上市会計管理者
3. 取まとめ局 長野貯金事務センター

キ  
リ  
ト  
リ